

新設又は構造を大幅に改良する場合

新規	鉄道事業法第 8 条又は軌道法第 5 条の工事の施行認可を受けて 工事を施工する区間
大規模改良線	複線化、複々線化、道路との連続立体交差又はこれに準ずる立 体交差化を行うため、鉄道事業法第 12 条の鉄道施設の変更認可 又は軌道法施行規則第 11 条の線路及び工事方法書の記載事項変 更認可を受けて工事を施工する区間